

業界団体における相談・苦情・紛争の件数 (平成15~27年度)

Table with 4 columns: 団体名, 種別, 相談 (件数), 苦情 (件数), 紛争 (件数). Rows include categories like 預金, 保険, 投資サービス, and 其他, with specific associations and their respective counts from 15 to 27 years ago.

(注1) 15~17年度は取扱件数、18年度は、相談については相談・照会件数、苦情については申立件数、紛争については紛争解決支援件数、19年度以降は、相談については相談・照会件数、苦情・紛争については申立件数をそれぞれの計数に使用している。

(注2) 苦情件数は、苦情申立の総数であって、金融商品取引法等における「苦情処理手続」によって処理した苦情件数ではない。

(注3) 15~25年度までは、全国信用金庫協会の紛争件数は東京三弁護士会に申立が行われたものに限る。(一部、東京三弁護士会以外の弁護士会に申立が行われたものも含まれている)。

(注4) ※の団体は、それぞれの業法に基づき指定を受けた指定紛争解決機関。証券・金融商品あっせん相談センター(以下「FINMAC」という。)以外の7機関は平成22年10月から指定紛争解決機関としての業務を開始している。

(注5) FINMACは、平成22年2月から業務を開始し(①は平成23年4月から)、以下に関する業務を行っている。①FINMACと金融商品取引法第156条の38第13項の手続実施基本契約を締結した金融商品取引業者が行う特定第一種金融商品取引業務(指定紛争解決機関業務)②日本証券業協会・投資信託協会・金融先物取引業協会・日本投資顧問業協会・第二種金融商品取引業協会(22年度以前は日本商品投資販売業協会を含む。)、以上5つの金融商品取引業協会からの委託③FINMACに利用登録を行った金融商品取引業者が行う第二種金融商品取引業(認定投資者保護団体業務)④その他(未公開株など)以上4つの業務を行っており、先ず②の団体の構成員に係るものについては該当団体に計上し、それ以外の③及び④については「認定投資者保護団体業務等」に計上している。